

令和5年度沖縄県警察早期退職希望者募集実施要項

職員の年齢別構成の適正化及び組織の活性化を図ることを目的として、本要項の定めるところにより、沖縄県職員の退職手当に関する条例(昭和47年沖縄県条例第40号。以下「退職手当条例」という。)第10条第1項第1号の規定による早期退職希望者の募集(以下「募集」という。)を行う。

1 募集の対象となる職員

- (1) 募集の対象となる職員は、沖縄県警察本部長が任命権者となる沖縄県警察職員のうち、令和6年3月31日において年齢45歳から59歳までの職員とする。
- (2) 次に掲げる職員は、(1)にかかわらず、退職手当条例第10条第3項の規定により、この募集に応募することができない。
 - ア 会計年度任用職員、臨時的任用職員、任期付職員その他の法律又は条例の規定により任期を定めて任用される職員
 - イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている職員又は募集の期間中に受けた職員

2 募集人数

6人

※ ただし予算上、認定人数が6人を前後する可能性がある。

3 募集期間

- (1) 募集の期間は、令和5年9月12日(火)から令和5年9月15日(金)までの間とする。
- (2) 募集の目的を達成するため必要がある場合は、沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和48年沖縄県規則第43号。以下「退職手当規則」という。)第3条の2第1項の規定により、(1)に定める募集の期間を延長する。この場合においては、同条第2項の規定により、募集の期間を延長した旨及び延長後の募集の期間の終了年月日を周知するものとする。
- (3) 退職手当規則第3条の2第3項の規定により、募集期間の終了年月日の到来にかかわらず、応募した職員の数が上記募集人数に達した日をもって募集期間は満了するものとする。
この場合においては、同条第4項の規定により、直ちに募集の期間が満了した旨を周知するものとする。

4 退職すべき期日

- (1) 募集に応募し、応募による退職が予定されている職員である旨の認定(以下「認定」とい

う。)を受けた職員(以下「認定応募者」という。)の退職すべき期日は、令和6年3月31日とする。

- (2) 認定応募者が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすことになると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める同意書により当該認定応募者の同意を得たときは、退職手当規則第3条の5第1項の規定により、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げる。

ア 退職すべき期日の繰り上げ

退職すべき期日の繰り上げ同意書(退職手当規則第2号様式の7)

イ 退職すべき期日の繰り下げ

退職すべき期日の繰り下げ同意書(退職手当規則第2号様式の8)

5 応募又は応募の取下げの手続

募集に応募しようとする職員又は応募の取下げを行おうとする職員は、その自発的な意思に基づいて、次の手続を行うものとする。この場合において、所属長は、職員から応募申請書を受領したとき、又は応募取下げ申請書を受領したときは、その都度、速やかに警務部警務課長に提出するものとする。

(1) 応募の手続

募集に応募しようとする職員は、3(1)に定める募集の期間(3(2)により募集の期間を延長したときは、延長後の募集の期間)内に、早期退職希望者の募集に係る応募申請書(退職手当規則第2号様式の3)を所属長に提出するとともに、10(募集に関する問合せ先)に掲げる担当者の電子(オーシャン)メールアドレス宛てに、募集に応募する旨を意思表示する電子メールを送信するものとする。

この場合において、職員は、当該電子メールを警務部警務課担当者が受信した日が応募日となることに留意して手続をしなければならない。

なお、休職等により職員本人によるメール送信が困難な場合は、代理によるメール送信も可とする。

応募申請書の原本にあつては、所属において決裁を受けた後に担当者宛に提出すること。

(2) 応募の取下げの手続

募集に応募したことについての取下げを行おうとする職員は、早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書(退職手当規則第2号様式の4)を所属長に提出するものとする。

6 応募の認定又は不認定の通知の予定時期

応募の認定又は不認定の通知(退職手当条例第10条第6項の規定による通知をいう。)の予定時期は、令和5年12月頃とする。

7 不認定となる場合

退職手当条例第10条第5項の規定により、応募をした職員について、次の(1)から(4)まで

のいずれかに該当する場合は認定をしないものとする。

- (1) 応募がこの募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募者が応募をした後、地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
- (3) 応募者が(2)に規定する処分を受けるべき行為(在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。)をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他の応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

8 応募人数が募集人数を超える場合

3(3)により募集の期間が満了した日において、7(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者が募集人数を超えた場合には、応募者の健康状態、退職理由、年齢を総合的に判断した上で警察本部長が認定応募者を決定する。

この場合において、警務部警務課長は応募者に退職理由を疎明する資料を求めることができるものとする。

9 退職手当の特例措置

認定応募者(退職手当条例第5条の3の規定に該当する職員に限る。)については、同条の規定に基づき計算した退職手当を支給する。

10 募集に関する問合せ先

警務部警務課定年延長施策係
電話番号 098-862-0110(2662)